論文の内容の要旨及び論文審査の結果の要旨の公表

学位規則第8条に基づき、論文の内容の要旨及び論文審査の結果の要旨を公表する。

○氏名 田邉 健太郎 (たなべ けんたろう)

○学位の種類 博士(学術)

○授与番号 甲 第 983 号

○授与年月日 2014年3月31日

○学位授与の要件 本学学位規程第 18 条第 1 項

学位規則第4条第1項

○学位論文の題名 音楽作品の存在論的探求―分析美学の観点から―

○審査委員 (主査) 吉田 寛 (立命館大学大学院先端総合学術研究科准教授)

小泉 義之(立命館大学大学院先端総合学術研究科教授)

竹中 悠美 (立命館大学大学院先端総合学術研究科准教授)

松崎 俊之(石巻専修大学人間学部人間文化学科教授)

<論文の内容の要旨>

本論文は序章と全四章、および終章からなり、まず序章で、分析美学の観点から音楽作品の存在論的探求を行う意義と、本論文の基本的着想について説明される。その後、四つの章において、先行する学説・理論の長所と短所が吟味され、終章でそれらの総合的評価がなされる。

序章「分析美学における音楽作品存在論の歴史的概観」では、ベネデット・クローチェからジュリアン・ドッドに至るまでの、音楽作品をめぐる哲学的・美学的考察の歴史が概観され、分析美学的アプローチによって、とくに「聴取可能性」の観点に重きを置きつつ、「音楽作品」の存在様態を探求する、という本論文の大きな目的が示される。またそのための手法として、本論文は、先行する理論を五つのタイプに分類し、それぞれについて批判的考察・吟味を加え、最終的にその「費用対効果分析」を行う、という基本方針が示される。また本論文が言うところの「音楽作品」とは「西洋文化における十分に記譜された芸術音楽」であるという対象規定も行われる。

第一章「プラトン主義的タイプ説と聴取可能性の問題」では、ニコラス・ウォルターストーフ以来の潮流である「プラトン主義的タイプ説」を、ジュリアン・ドッドの『音楽作品――存在論のエッセイ』(2007年)を取り上げて検証した。「プラトン主義的タイプ説」は、音楽作品の「反復可能性」と「聴取可能性」を重視するが、このうち後者についてのドッドの理論に対して、本論文は反論を提出する。タイプである音楽作品が「聴取可能」であるのは「延長知覚」の働きによる、とドッドは説明するが、「延長直示」(クワイン)

の概念を知覚に適用することは認められない、というのが本論文の反論の主旨である。

第二章「指し示された構造的タイプ説と創造可能性の問題」では、ジェラルド・レヴィンソンが『音楽作品とは何か』(1980 年)で提示した「指し示された構造的タイプ説」を検証した。プラトン主義的タイプ説とは違い、この「指し示された構造」としてのタイプ説には、音楽作品の「創造可能性」(特定の人物によって特定の歴史的時点に創られること)と「微細な個別化」(音楽一歴史的脈絡依存性)を説明できるという長所がある。しかしながら「指し示す」ということが存在論的に見ていかなる行為なのか、という点は必ずしも自明ではなく、「指し示された構造的タイプ説」をめぐるその後の論争でもそれが焦点となっていることを、本論文は明らかにした。

第三章「歴史的個体説と反復可能性の問題」では、ガイ・ローボウが『歴史的個体としての芸術作品』(2003 年)で提唱した、音楽作品は「歴史的個体」であるとする主張を検討した。音楽作品の「聴取可能性」と「創造可能性」がタイプ説によっては説明不可能(または困難)であるのに対して、時間的・可感的・具体的存在として音楽作品を捉える「歴史的個体説」によるならば、それらは問題なく説明されることが示された。

第四章「反実在論」では、「虚構主義」と「ニヒリズム」という、いずれも「唯名論」に属する二つの見解が検討される。日常言語の中の真理性に照準するそれらのアプローチの長所が評価される一方で、十分な形而上学的体系性を備えていないという短所も明らかにされる。

終章では、上記の五つの理論の総合的評価としての「費用対効果分析」が行われ、「聴取可能性」という観点からは「歴史的個体説」がもっとも妥当な理論的枠組みであるという本論文の結論が提示される。

<論文審査の結果の要旨>

音楽の哲学・美学には、歴史的に見ても、多種多様のテーマが存在しているが、その中でも「作品」の位相は、きわめて重大な問題を構成してきた。それは何よりも音楽作品が一美術や文学、演劇などのような――他の芸術作品とは異なり、物体(モノ)としての性格を持っていないためである。「音楽作品はいかにして〈存在〉している(といえる)のか」を問うことは、音楽という芸術を理解する上で最大の鍵となるばかりでなく、知覚や記憶、意識といったわれわれの認知的活動の本質に迫るものでもある。そのため、分析美学の観点から音楽作品の存在論的探求を行う本論文は、結果的に、現代的な形而上学や「知覚の哲学」、および「心の哲学」へも多大な示唆を与えうる研究となっている。

二十世紀前半までは基本的に「現象学」の枠内で展開してきた音楽作品の存在をめぐる探求は、二十世紀後半以降、「分析哲学」の主要主題の一つとして取り込まれる。本論文は、その歴史的展開を丹念に跡付けており、この分野が特に日本ではまだほとんど知られてないことに鑑みれば、まずはそのこと自体が貴重な学術的達成と言える。すなわち「聴取可能性」「創造可能性」「反復可能性」といった観点に即して、先行する学説・理論を五つの

タイプ(プラトン主義的タイプ説、指し示された構造的タイプ説、歴史的個体説、虚構主義、ニヒリズム)に整理・分類したこと自体が、大きな理論的成果であり、本論文によって、音楽作品の存在をめぐる議論の現状と課題への見通しがかなりの程度効くようになった。本論文は、その終章において独自の「費用対効果分析」を行い、「聴取可能性」の観点からは「歴史的個体説」がもっとも妥当な理論的枠組みであるという結論を示しつつも、全体としては、先行する学説・理論の長所と短所を慎重に吟味・評定することに重きをおいており、そのことがむしろ本論文を価値付けている。というのも、「音楽作品はいかなる存在なのか」という長い議論の歴史を持つ哲学的問題に対しては、一研究者として徒に自身の独自の見解を提示するよりも、本論文が採用したようなアプローチの方が明らかに相応しいからである。従って、仮に「聴取可能性」の観点を重視しない理論的立場から見ても、本論文の成果は十分に評価・参照に値するだろう。

口頭試問(2014年6月2日(月)14:40~16:10、於:創思館302号室)では、以上に示した本論文の主旨と達成が、全審査委員から高く評価された。またそこでは、既存の学説・理論の読解と評価を重視する本論文の姿勢を評価した上で、それらの総合的評価やバランスシートについて、学位請求者のもっと積極的な見解を聞きたいという意見や、音楽作品の時間的側面や聴取経験についての考察が不足している、という指摘も出された。

公聴会(2014年7月4日(金)18:00~19:00、於:創思館カンファレンスルーム)では、口頭試問時の指摘を受けて、学位請求者の応答がなされた。学位請求者は、既存の学説・理論の総合的評価として、現時点で行える限りでの「費用対効果分析」を適切なかたちで示した。また本論文の成果に基づく次の研究テーマとして、音楽作品の知覚経験の分析を構想していることを明らかにし、本論文が音楽作品の聴取経験や時間的・心理的側面をさほど積極的に取り上げなかった背景と問題の限定付けの意義を説明した。

公聴会後の判定会議において、全審査委員は一致して、本論文がその学術的意義に照ら して博士の学位に値すると判断した。

<試験または学力確認の結果の要旨>

申請者は、本学学位規程第18条第1項該当者である。

先端総合学術研究科は、査読付き学術雑誌掲載論文相当の公刊された論文を3本以上持つことを学位請求論文の受理条件としている。受理審査委員会の審査により、本論文はその条件を満たすことが確認された。

本論文に示された方法や知見のオリジナリティ、論文記述の明晰さに鑑みて、本論文は博士論文の水準に十分に達している。口頭試問と公聴会での報告および質疑に対する応答からも、博士学位にふさわしい学力を備えていることが確認された。

以上より、本審査委員会は、本学位申請者に対し、本学学位規程第 18 条第 1 項により、「博士(学術 立命館大学)」の学位を授与することが適当と判断する。